

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現行						
別表 補償基礎額表							別表 補償基礎額表						
医師、 歯科、 薬剤師 又は 学校医 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上	医師、 歯科、 薬剤師 又は 学校医 としての 経験 年数	5年未 満	5年以 上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上
学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	<u>7,194</u> 円	<u>8,820</u> 円	<u>11,481</u> 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円	学校医 及び学 校歯科 医の補 償基礎 額	<u>7,059</u> 円	<u>8,730</u> 円	<u>11,448</u> 円	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
学校薬 剤師の 補償基 礎額	<u>6,240</u> 円	<u>7,260</u> 円	<u>8,943</u> 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円	学校薬 剤師の 補償基 礎額	<u>6,135</u> 円	<u>7,215</u> 円	<u>8,937</u> 円	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
備考 1～4 〔略〕							備考 1～4 〔略〕						

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及

び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。